

# 令和元年改正に基づく追加の論点－金銭以外の報酬

## 【金銭以外の報酬】

### (1) 金銭以外のものを取締役等の報酬とする場合

非金銭報酬については、下記の事項を定款又は株主総会の決議によってこれを定める。指名委員会等設置会社では、報酬委員会の決定による（会社361 I ③④⑤ロ・409 III ③④⑤ロ・規98の2・98の3・98の4 II・規111・111の2・111の3 II）

添付書面：「定款」  
 「株主総会議事録」（株主リストを含む）  
 「報酬委員会の決定を証する書面」

株式 (I③)	① 募集株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）の <u>上限</u> （報酬委員会の決定による場合は当該株式の数） ② <u>一定の事由が生ずるまで募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役等に約させるときは、その旨及び当該一定の事由の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>一定の事由</u> ） ③ <u>一定の事由が生じたことを条件として募集株式を株式会社に無償で譲り渡すことを取締役等に約させるときは、その旨及び当該一定の事由の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>一定の事由</u> ） ④ 上記②③のほか、 <u>取締役等に対して募集株式を割り当てる条件</u> を定めるときは、その <u>条件の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>一定の条件</u> ）
新株予約権 (I④)	(注1) 又は (注2)
その他 (I⑥)	その具体的な内容

※令和元年改正前は、金銭でないものを取締役等の報酬等として付与するためには、定款又は株主総会の決議でその具体的な内容を定めなければならないとされていた（上記表「その他」）が、「具体的な内容」として財産上の利益をどこまで特定しなければならないかが解釈上明確ではなかった。各財産につき、これを明確に規定することは困難であるが、株式や新株予約権については、既存株主の持株比率低下等の経済的損失が生じる可能性があるため、株主がその影響やそれらを報酬等として付与する必要性等を判断できるように、その「具体的な内容」を明確にした。また、直接、株式や新株予約権を取締役等の報酬等として与える場合だけでなく、金銭を報酬等としつつ、現物出資や相殺という方法によって、実質的に株式又は新株予約権を報酬等として付与する場合も、上記株式・新株予約権の各事項を定款又は株主総会の決議（指名委員会等設置会社では、報酬委員会の決定）で定めることとした（361 I ⑤）

(注1)

【取締役等の報酬等として、その行使に際して金銭の払込み等を要しない新株予約権を発行する場合】

① 募集新株予約権の数の上限（報酬委員会の決定による場合は当該新株予約権の数）
② 新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
③ 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額（現物出資）
④ 新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）
⑤ <u>取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するもの</u> であり、当該新株予約権の行使に際してする <u>金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨</u>
⑥ 当該定めに係る取締役等（取締役等であった者を含む） <u>以外</u> の者は、 <u>当該新株予約権を行使することができない旨</u>
⑦ <u>一定の資格を有する者が募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>その内容</u> ）
⑧ 募集新株予約権の <u>行使の条件</u> を定めるときは、その <u>条件の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>その条件</u> ）
⑨ <u>譲渡による当該新株予約権の取得</u> について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨（ <u>新株予約権についての譲渡制限</u> ）
⑩ 株式会社が <u>一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、会社法236I⑦に掲げる事項の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>その内容</u> ）（ <u>取得条項付新株予約権</u> ）
⑪ <u>取締役等に対して募集新株予約権を割り当てる条件</u> を定めるときは、その <u>条件の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>その条件</u> ）

(注2)

【取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する場合】

「取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する」  
⇒金銭を取締役等の報酬とした上で、当該金銭をもって新株予約権と引換えにする金銭の払込みに充てる場合を指す

① 上記表①～⑩までの事項
② <u>取締役等に対して募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件</u> 又は <u>取締役等に対して募集新株予約権を割り当てる条件</u> を定めるときは、その <u>条件の概要</u> （報酬委員会の決定による場合は、 <u>その条件</u> ）

(2) 取締役等の報酬である株式に関する特則（上場会社のみ—会社202の2）

※上場会社であることについては、登記記録等から非公開会社でないことを確認することをもって足り、特に添付書面による確認は要しない。

- ① 取締役等の報酬等として株式の発行 or 自己株式の処分（以下、「株式の発行等」）をするとき  
⇒ 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付（以下、「金銭の払込み等」）を要しない（会社202の2 I ①）

※令和元年改正前は、発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、常に募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないとしていたが、そのため取締役等の報酬として当該株式会社の株式を付与するには、実務上、その払込みに充てるための金銭を取締役等の報酬とした上で、取締役等に募集株式を割り当て、引受人となった取締役等をして株式会社に対する報酬支払請求権をもって現物出資財産として給付させることによって株式を交付することが行われていた。しかし、このような方法が技巧的であり、かつ、この場合の資本金等の取扱いが明確でないと指摘されていた。

- ② 募集事項の決定  
⇒ 取締役会決議による（会社201 I ・ 202の2 II ・ 199 II）

添付書面：「取締役会議事録」

なお、払込金額又はその算定方法を定めることを要しないため、払込金額が特に有利な金額である場合における株主総会の特別決議は要しない（令3.1.29第14号通達）

- ③ 募集株式の払込金額又はその算定方法及び払込期日又は払込期間を定めることを要しないが、以下の事項を定めなければならない（202の2 I 柱書）

- a 取締役等の報酬等として当該募集に係る株式の発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨  
b 募集株式を割り当てる日（割当日）

- ④ 募集株式が譲渡制限株式である場合の募集株式の割当ての決定又は総数引受契約の承認  
⇒ 定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議による（会社204 II ・ 205 II）

添付書面：「取締役会議事録」

⑤ 募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる  
(会社209IV)

⑥ 定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに係る取締役等(取締役等であった者を含む)以外の者は、募集株式の引受けの申込みをし、又は総数引受契約を締結することができない(会社205III)

⑦ 指名委員会等設置会社において執行役・取締役に対して報酬等として株式を付与する場合についても同様(会社202の2III・205V)

⑧ 資本金の増加

取締役等が募集株式を対価とする役務を提供する時期に応じて、次のとおりとなる(会社445VI)

添付書面：「資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面」

「資本金の額の計上に関する証明書」と記載することもOK

a 事前交付型(株式割当後に役務を提供する場合)

取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときの各事業年度の末日(臨時計算書類を作成しようとし、又は作成した場合にあっては臨時決算日。以下「株主資本変動日」)において増加する資本金の額

$$\Rightarrow (\text{ア}-\text{イ}) \times \text{株式発行割合} = \text{資本金等増加限度額}$$

(注1) (注2)

(注1) 株式発行割合：当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合

(注2) ゼロ未満である場合にあってはゼロ。

ア：①－②	<p>① 取締役等が当該株主資本変動日までにその職務の執行として株式会社を提供した募集株式を対価とする役務の公正な評価額</p> <p>② 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として株式会社を提供した募集株式を対価とする役務の公正な評価額</p>
イ	<p>募集株式の交付に係る<u>費用の額</u>のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額</p> <p>⇒ 当分の間、零とされている(計規14I③・同附則11①)</p>

資本金等増加限度額の2分の1を超えない額は、資本金とせず、資本準備金とすることができる(計規42の2I～III)

b 事後交付型（株式割当前に役務を提供する場合）

取締役等が株式会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときは、割当日において増加する資本金の額

⇒ (ア-イ) × 株式発行割合 = 資本金等増加限度額 (注)

(注) ゼロ未満である場合にあってはゼロ

ア	割当日における取締役等がその職務の執行として提供した役務の公正な評価額の帳簿価額（減少すべき株式引受権の額）
イ	募集株式の交付に係る <u>費用の額</u> のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額 ⇒ 当分の間、零とされている（計規14 I ③・同附則11①）

資本金等増加限度額の2分の1を超えない額は、資本金とせず、資本準備金とすることができる（計規42の3 I ~ III）

⑨ 登記すべき事項

a	発行済株式総数並びにその種類及び種類ごとの数
b	資本金の額（資本金の額が増加する場合に限る）
c	変更年月日

事前交付型は、募集株式の効力発生日において発行済株式総数のみが増加し、役務の提供の対象となる各事業年度の末日において資本金が増加する（計規42の2 I）ので、それぞれ別々に登記が必要となる（令3.1.29第14号通達）

⑩ その他添付書面

募集株式の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面

⑪ 登録免許税

a 増加した資本金の金額 × 7 / 1000

計算額が3万円未満のときは、金3万円（ニ）

b 発行済株式総数の変更登記については、資本金の額の変更登記と同時に申請される限り、登録免許税を別途納付する必要はない（令3.1.29第14号通達）

⇒ 資本金の額の増加を伴わない（事前交付型で発行済株式総数の変更のみを登記する）場合は、金3万円（ツ）となる

⑫ 登記期間（令3.1.29第14号通達）

a 発行済株式総数並びにその種類及び種類ごとの数  
⇒ 割当日から2週間以内

b 資本金の額

ア 事前交付型

⇒ 株主資本変動日（募集株式の効力発生後における、資本金が増加した事業年度末日の翌日）から2週間以内

イ 事後交付型

⇒ 割当日から2週間以内

事前交付型	aとbは、別々に登記する
事後交付型	割当日から2週間以内にaとbを登記する

⑬ その他

a 取締役等の報酬等として、株式取得に要するための資金として金銭を支給することもできる（会社361 I ⑤イ）が、募集株式の発行等の手続については、通常の手続きと異なるところはない。

新株予約権の発行についても同様である（会社361 I ⑤ロ）が、新株予約権の行使に際しての払込に充てるための金銭を報酬等とすることについて、特別な規定は存在しない。

b 報酬等として自己株式の処分のみを行い株式を発行しなかった場合  
⇒ 登記不要

新株予約権の発行についても、自己新株予約権の処分のみを行い新株予約権を新規に発行しなかった場合  
⇒ 登記不要

(3) 取締役等の報酬である新株予約権に関する特則（上場会社のみ—会社236Ⅲ）

※上場会社であることについては、登記記録等から非公開会社でないことを確認することをもって足り、特に添付書面による確認は要しない。

- ①「取締役等の報酬等として」又は「取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに」新株予約権を発行するとき  
⇒当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない（会社236Ⅲ①）

※令和元年改正前は、新株予約権は無償で発行できるが、新株予約権の行使に際しては、金銭の払込み等を要しないとすることはできなかった。これを認めると金銭の払込み等がまったくされない株式が発行され得ることとなり、債権者や既存の株主に損害を与えるおそれがあるためであるが、取締役等の報酬等として新株予約権を発行する場合には、取締役等は当該株式会社に対して職務の執行により役務を提供することになるため、この趣旨は必ずしも妥当しないといえる。

また、実務上は、行使価額を1円とする等して、実質的に行使に際して金銭の払込み等を要しない新株予約権を発行するという扱いがなされていたが、このような技巧的な取扱いをすることなく、より円滑に新株予約権を取締役等の報酬として付与することができるようにした。

- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を当該新株予約権の内容とすることを要しないが、以下の事項を当該新株予約権の内容としなければならない（会社236Ⅲ柱書）

- a 取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨  
b 取締役等（取締役等であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

これらの事項を定めたときは、その定めを登記しなければならない（会社911Ⅲ12ハ）

- ③募集事項の決定  
⇒取締役会決議による（会社240Ⅰ・238Ⅱ）

添付書面：「取締役会議事録」

募集事項については、通常の新株予約権の募集事項（会社238Ⅰ）と同様（ただし、募集新株予約権の内容に（会社238Ⅰ①）については、上記の内容が反映される。

- ④ 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合又は募集新株予約権が 譲渡制限新株予約権 である場合  
⇒定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議による（会社243Ⅱ・244Ⅲ）

添付書面：「取締役会議事録」

- ⑤ 募集新株予約権の割当てを受けた申込者又はその総数を引き受けた者は、募集新株予約権の 割当日 に、新株予約権者となる（会社245Ⅰ）

- ⑥ 指名委員会等設置会社において 執行役・取締役 に対して報酬等として新株予約権を発行する場合についても同様（会社236Ⅳ）

- ⑦ 登記すべき事項

a 通常の新株予約権の登記事項（会社236Ⅰ②の事項を除く）
b 上記②の定め（会社911Ⅲ⑫）
c 新株予約権の発行年月日

- ⑧ その他添付書面

a 募集新株予約権の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面
b 払込期日を定めたとき（割当日より前の日であるときに限る） ⇒払込み（金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもってする相殺を含む）があったことを証する書面

- ⑨ 登記期間

割当日から2週間以内

**【事前発行型－株式発行時の登記】**

1 登記の事由

募集株式の発行

1 登記すべき事項

令和2年7月1日変更  
発行済株式の総数 6000株

年月日：割当日

1 登録免許税

金3万円（ツ）

1 添付書面

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	○通
募集株式の引受けの申込みを証する書面	1通
委任状	1通

**【事前発行型－事業年度末日の登記】**

1 登記の事由

募集株式発行による資本金の額の変更

1 登記すべき事項

令和3年3月31日変更  
資本金の額 金8000万円

1 課税標準金額

金1000万円

1 登録免許税

金7万円

1 添付書面

資本金の額の計上に関する証明書	1通
委任状	1通

## 【事後発行型】

### 1 登記の事由

募集株式の発行

### 1 登記すべき事項

令和2年7月1日次のとおり変更	
発行済株式の総数	6000株
資本金の額	8000万円

年月日：割当日

### 1 課税標準金額

金1000万円

### 1 登録免許税

金7万円

### 1 添付書面

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1通
取締役会議事録	〇通
募集株式の引受けの申込みを証する書面	1通
委任状	1通

## 【報酬等として新株予約権の発行時－無償発行】

### 1 登記の事由

募集新株予約権の発行

### 1 登記すべき事項

令和2年7月1日発行

新株予約権の名称 第1回新株予約権

新株予約権の数 100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

甲種類株式 5000株

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 出資を要しない。

新株予約権を行使することができる期間

令和7年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

令和2年〇月〇日付け株主総会決議による会社法361条第1項第4号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、この新株予約権を行使することができない。

### 1 登録免許税

金9万円

### 1 添付書面

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1通
取締役会議事録	〇通
募集新株予約権の引受けの申込みを証する書面	1通
委任状	1通

(注) 「払込があったことを証する書面」は、新株予約権の発行に際して金銭を払込む場合において、払込期日が割当日よりも前の日であるときは、これを添付する。